

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場No.1 消石灰貯蔵槽重量指示計修繕
- 2 業 者 名 株式会社水機テクノス 札幌営業所
- 3 特 定 理 由

本修繕の対象機器である消石灰注入機は、浄水処理の過程で原水濁質の凝集沈澱を行うために pH 値調整を行う設備であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。

本修繕は、経年劣化による機器故障が発生した貯蔵槽用重量指示計の交換修理を行い、機能回復を図るものである。

本機器は、水道機工(株)が設計・製造及び設置したものであり、整備に必要な技術、資料については、メーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカー若しくはその業務等の指定を受けた代理店等でなければ入手することが出来ない。

以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根 拠 規 定

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。